

(平成23年12月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、事後訂正の結果、20万円とされているところ、訂正後の標準賞与額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の2万円となっている。

しかしながら、申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、第75条該当の記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を9万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月30日

A社から申立期間について賞与の支給を受けたが、支給された賞与の一部しか記録として反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初、2万円と記録されており、申立期間の保険料に係る徴収権が時効により消滅した後に20万円に訂正されているが、訂正後の標準賞与額は厚生年金保

険法第 75 条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の 2 万円となっている。

しかしながら、申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、申立てに係る事業所の事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額については、第 75 条該当の訂正記録を取り消すとともに、厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額を比較した結果、厚生年金保険料額に見合う 9 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月 22 日に、申立期間に係る標準賞与額を訂正する旨の届出を行っていること、また、申立期間の厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、事後訂正の結果、23万円とされているところ、訂正後の標準賞与額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の2万3,000円となっている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、第75条該当の記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を21万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月30日

A社から申立期間について賞与の支給を受けたが、支給された賞与の一部しか記録として反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初、2万3,000円と記録されており、申立期間の保険料に係る徴収権が時効により消滅した後に23万円に訂正されているが、訂正後の標準賞与額は厚生

年金保険法第 75 条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の 2 万 3,000 円となっている。

しかしながら、申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、申立てに係る事業所の事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額については、第 75 条該当の訂正記録を取り消すとともに、厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額を比較した結果、厚生年金保険料額に見合う 21 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月 22 日に、申立期間に係る標準賞与額を訂正する旨の届出を行っていること、また、申立期間の厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、事後訂正の結果、10万円とされているところ、訂正後の標準賞与額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の1万円となっている。

しかしながら、申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、第75条該当の記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を9万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月30日

A社から申立期間について賞与の支給を受けたが、支給された賞与の一部しか記録として反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初、1万円と記録されており、申立期間の保険料に係る徴収権が時効により消滅した後に10万円に訂正されているが、訂正後の標準賞与額は厚生年金保

険法第 75 条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の 1 万円となっている。

しかしながら、申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、申立てに係る事業所の事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額については、第 75 条該当の訂正記録を取り消すとともに、厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額を比較した結果、厚生年金保険料額に見合う 9 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月 22 日に、申立期間に係る標準賞与額を訂正する旨の届出を行っていること、また、申立期間の厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間①の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

また、申立人に係る申立期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における申立期間②の標準賞与額に係る記録を29万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月10日
② 平成20年12月28日

平成20年7月の賞与については年金記録が無く、また、同年12月の賞与の記録については年金額に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

申立人は、申立人が所持する賞与明細書により、申立てに係る事業所の事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与明細書に記載された厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額を比較した結果、厚生年金保険料額から、平成 20 年 7 月 10 日は 10 万円、同年 12 月 28 日は 29 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届は社会保険事務所（当時）に未提出であることを、申立期間②に係る賞与支払届は政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 3 月 23 日に提出していることを、また、申立期間①及び②の厚生年金保険料をいずれも納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準報酬月額に係る記録を5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月1日から同年10月1日まで

A社C支部において外務員として勤務していたが、申立期間中の報酬月額及び厚生年金保険料控除額はいずれもオンライン記録に見合う金額を上回っていることが給与明細書から確認できるため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額を比較した結果、厚生年金保険料額から、5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに推

認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岡山厚生年金 事案 1552 (事案 1352 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月 19 日から 44 年 2 月 9 日まで
② 昭和 44 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日まで
③ 昭和 45 年 3 月 12 日から 46 年 7 月 14 日まで

脱退手当金を受給したのは、A社を退職した後であり、その後に勤めたB社、C社及びD社の3社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給したことはないとして年金記録の訂正を求めたが、認められなかった。

しかし、A社における厚生年金保険の被保険者期間は事実と異なっている上、申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）には「脱 47.6」とのみ記載され、日の記載が無く不自然であることから、脱退手当金の支給記録は改ざんされていると考えられ納得できないので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、i) 支給金額に計算上の誤りは無く一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 被保険者原票に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できること、iii) 申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、脱退手当金を受給したと記憶している被保険者期間並びに申立期間①、②及び③が同一の記号番号であるのに対し、申立期間後に加入した厚生年金保険の被保険者期間については別の記号番号となっており、脱退手当金が支給されたために記号番号が異なつたと考えるのが自然であることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 4 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 今回、申立人は、A社における自身の厚生年金保険の被保険者期間が事実と異なっている上、申立期間③の被保険者原票に係る事務処理は不自然であることから、脱退手当金の支給記録は改ざんされていると主張し、再度、記録の訂正を申し立てている。

- 3 申立人のオンライン記録及び被保険者原票によれば、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和39年3月2日から42年7月21日までと記録されている。

このことについて、申立人は、新たな資料としてA社を退職後に取得した自動車運転免許証（昭和42年*月*日取得）の写しを提出し、昭和42年7月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのであれば、同年*月*日に自動車運転免許を取得することは困難であるとして、同社における被保険者期間は改ざんされたもので、被保険者期間は38年3月2日から41年7月21日までが正しいものであると主張している。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者記録を確認したところ、事業所の名称は不明であるが、昭和39年2月21日から42年7月20日までの被保険者期間が確認でき、厚生年金保険の被保険者期間（昭和39年3月2日から42年7月21日まで）とほぼ一致している。

また、申立人は、高校卒業後、すぐにA社に就職したと述べているが、申立人が卒業した高校に正式に照会したところ、同校は申立人の卒業年月日について昭和39年*月*日と回答しており、同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した日（昭和39年3月2日）とほぼ一致している。

これらのことから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者期間が不自然であるとまでは言い難い。

- 4 申立期間③に係る被保険者原票には、脱退手当金の支給について、「脱47.6」と記載されている。

このことについて、申立人は、年月の記載のみで日の記載が無いのに脱退手当金の支給日の記録があることは不自然であり、事実と異なる支給記録を作成しようとしたことが原因であると主張している。

しかしながら、申立期間に係る脱退手当金の支給日とされているのは昭和47年7月18日であり、上記記載は支給日を記録したものではないと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金について支給決定を行った社会保険事務所（当時）において、申立人と同じ昭和47年に脱退手当金の支給決定が行われた被保険者（複数）の被保険者原票にも同様の記載が確認でき、申立人の被保険者原票に係る事務処理が不自然であるとまでは言い難い。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も無いことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。